

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月28日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

#### 京都市教育委員会規則第7号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(特例時間勤務手当)

第7条 特例時間勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 指導部学校指導課の職員が京都市コミュニティセンター条例第1条第3項第4号に規定する学習施設（以下「学習施設」という。）に正規の勤務として午後0時30分から午後9時15分まで勤務したとき。
- (2) 指導部生徒指導課の職員が正規の勤務として午後0時45分から午後9時30分まで勤務したとき。
- (3) 総合教育センターに勤務する職員が正規の勤務として午後0時30分から午後9時15分まで勤務したとき。
- (4) 相談センターカウンセリングセンターに勤務する職員が正規の勤務として午後0時45分から午後9時30分まで勤務したとき。
- (5) 子育て支援総合センターこどもみらい館（以下「こどもみらい館」という。）に勤務する職員が正規の勤務として正午から午後8時45分まで勤務したとき。

- (6) こどもみらい館に勤務する職員が正規の勤務として午後1時から午後9時45分まで勤務したとき。
- (7) 生涯学習総合センター（生涯学習総合センター山科を含む。以下同じ。）に勤務する職員が正規の勤務として午後1時から午後9時45分まで勤務したとき。
- (8) 中央図書館，伏見中央図書館及び醍醐中央図書館に勤務する職員が正規の勤務として正午から午後8時45分まで勤務したとき。
- (9) 北図書館，左京図書館，山科図書館，下京図書館，南図書館，右京図書館，西京図書館及び洛西図書館に勤務する職員が正規の勤務として午前11時から午後7時45分まで勤務したとき。
- (10) 岩倉図書館，東山図書館，吉祥院図書館，向島図書館，醍醐図書館，久我のもり図書館及び久世ふれあいセンター図書館に勤務する職員が正規の勤務として午前10時30分から午後7時15分まで勤務したとき。

2 前項の手当の額は，その勤務1回につき，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号から第5号まで並びに第8号，第9号及び第10号の勤務 100円
- (2) 前項第6号及び第7号の勤務 130円

第9条第2項第1号ア中「4時間」を「3時間45分」に改め，同号イ中「4時間以上8時間未満」を「3時間45分以上7時間45分未満」に改め，同号ウ中「8時間以上12時間未満」を「7時間45分以上11時間30分未満」に改め，同号エ中「12時間以上16時間未満」を「11時間30分以上15時間30分未満」に改め，同号オ中「16時間以上」を「15時間30分以上」に改め，同項第2号ア中「4時間未満」を「3時間45分未満」に改め，同号イ中「4時間以上8時間未満」を「3時間45分以上7時間45分未満」に改め，同号ウ中「8時間以上」を「7時間45分以上」に改め，同項第3号ア中「4時間未満」を「3時間45分未満」に改め，同号イ中「4時間

以上8時間未満」を「3時間45分以上7時間45分未満」に改め、同号ウ中「8時間以上」を「7時間45分以上」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)